

## 書類の説明

### 《内容説明》

- ・ 指定失効等に伴い覚醒剤原料を他の覚醒剤原料取扱者等に譲渡した場合

### 《提出書類》

- ・ 業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

### 《留意事項》

- ・ 指定失効の場合、その事由の発生した日から30日以内に、その所有する覚醒剤原料を次の者に譲渡し、その結果を報告してください。

※処理欄

## 業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量について、覚醒剤取締法第30条の15第2項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所  
報告義務者続柄  
氏 名

長崎県知事

様

業 態				
業 務 所	所 在 地			
	名 称			
品 名	数 量	譲受人住所・氏名	法第30条の7による区分及び業種名	指定証の番号
報 告 の 事 由 及 び そ の 事 由 の 発 生 年 月 日				

### 備考

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄